

国保通信



問い合わせ
市民生活課 保険年金係

☎ 75-12159

「限度額適用認定証」は8月に新たな申請が必要です！

高額な医療費が必要となる入院や外来診療においてご利用いただける「限度額適用認定証」(以下、認定証)が8月から新しくなります。

認定証は申請し、交付を受けて医療機関へ提示した月からの適用になりますので、早めに手続きをしてください。

◆認定証を使うようになるの？

認定証の交付を受けずに医療費が高額になった場合、いったん医療費(3割、または1割分)をお支払いいただき、申請により限度額を超えた分を高額療養費として支給しますが、認定証を医療機関で提示すれば医療費は、自己負担限度額までの窓口負担となります。

*入院時の食事代や差額ベッド代、保険がきかない医療費などは対象外となります。

*自己負担限度額は世帯・年齢によって異なります。保険年金係の窓口で問い合わせください。電話での回答はしていません。

*国民健康保険税に未納がある場合は認定証の交付ができません。

◆外来診療でも使えます！

平成24年4月より、外来でも利用できるようになりました。ただし、複数の医療機関で受診された場合は医療機関では合算することができないため、それぞれの医療機関で自己負担限度額まで支払っていただき、後で高額療養費として支給します。

*高額療養費の支給通知を出すまでに診療月から約2か月かかります。

入院されている方、これから入院する予定のある方は、早めに認定証の交付申請をしてください。

- ・手続きに必要なもの
- ・申請に来られる方の印鑑(認め可)
- ・申請に来られる方の身分証明書(運転免許証等)

・入院・受診される方の保険証

*後期高齢者医療制度(75歳以上)の方で、すでに認定証をお持ちの方には、7月送付の保険証に認定証を同封していただきますので、ご確認ください(6月~7月に申請された場合は別送します)。

糖尿病からの腎臓病が増えています。腎臓病について詳しく知りましょう。

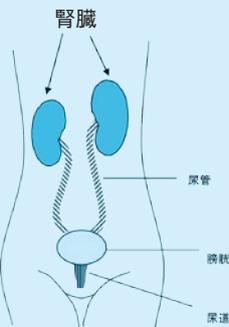
その1



佐賀大学医学部
宮崎博喜先生
(腎臓専門医)
に聞きました

問 腎臓は体のどこにあるの？

腎臓は身体の背中側、腰の少し上の位置にある左右一対の臓器です。ひとつの腎臓の大きさは握り拳大で、ソラマメのような形をしています。



問 腎臓はどんな役割があるの？

腎臓は、尿を血液から作る働きをしています。私たちの体は、余分な水分や、老廃物を「尿」として体の外に捨てています。まず1日約風呂釜1杯分(150ℓ)の尿の素を腎臓の浅い部分で血液から濾し取ります。その後、その大部分を腎臓の深い部分でもう一度体に取り返し(再吸収)、最終的には1日に約1升ビン1本分(1500ml)の尿を作ります。

問 どうして腎臓病は増えたの？

現在、腎臓病の方は、全国で約1330万人と推定され「おとな8人に1人」の割合です。

多久の特定健診結果からも、腎臓の機能が低下している方が、13%もいることが分かりました。

腎臓病が増えた理由は、毎日の食事や運動、つまり「生活習慣」がここ数十年間で大きく変わったことにより、いわゆる「生活習慣病」にかかる方が増えてきたためです。

問 腎臓に生活習慣病が影響するの？

生活習慣病には、高血圧、糖尿病、脂質異常症、そして高尿酸血症が含まれますが、これらのすべてが腎臓に悪い影響を与える、つまり腎臓病の原因になることが分かってきました。特に糖尿病の合併症として起こる腎臓病(糖尿病性腎症)は、腎臓を悪くするスピードがとても早く、ある程度まで進行してしまうと病気に勢いがついてしまい、治療が効かなくなってしまう恐ろしい病気です。

腎臓病は「自覚症状」がほとんどなく、知らないうちに病気が進んでしまう方がほとんどです。腎臓がダメになってしまうと、命をまもるために「透析」治療が必要となります。透析患者さんは、全国で増え続けています。

腎臓を守るための方法は、次号に掲載します。

■問い合わせ 健康増進課
☎ 75-13355